

第6章 騷音・振動

騒音規制法、熊本県生活環境の保全等に関する条例に基づく特定工場等に係る規制基準

時間 区域	昼間（午前 6 時～午後 7 時）	朝（午前 6 時～午前 8 時） 夕（午後 7 時～午後 10 時）	夜間（午後 10 時～午前 6 時）
第 1 種区域	50 デシベル	45 デシベル	40 デシベル
第 2 種区域	60 デシベル	50 デシベル	45 デシベル
第 3 種区域	65 デシベル	60 デシベル	50 デシベル
第 4 種区域	70 デシベル	65 デシベル	60 デシベル

騒音に係る環境基準

一般環境の騒音基準

(施行：平成 11 年 4 月 1 日、県内の類型見直し：平成 11 年 9 月 24 日告示、同年 10 月 1 日施行)

地域の類型	昼間（午前 6 時～午後 10 時）	夜間（午後 10 時～午前 6 時）
A A	50 デシベル以下	40 デシベル以下
A 及び B	55 デシベル以下	45 デシベル以下
C	60 デシベル以下	50 デシベル以下

- 備考 1. A A を当てはめる地域は療養施設、社会福祉施設等が集合して設置される地域など特に静穏を要する地域とする。
 2. A を当てはめる地域は、専ら住宅の用に供される地域とする。
 3. B を当てはめる地域は、主として住居の用に供される地域とする。
 4. C を当てはめる地域は、相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される地域とする。

道路に面する地域

地域の区分	昼間（午前 6 時～午後 10 時）	夜間（午後 10 時～午前 6 時）
A 地域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する地域	60 デシベル以下	55 デシベル以下
B 地域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する地域及び C 地域のうち車線を有する道路に面する地域	65 デシベル以下	60 デシベル以下

備考 車線とは、1 縦列の自動車が安全かつ円滑に走行するために必要な一定の幅員を有する帯状の車道部分をいう。この場合において、幹線交通を担う道路に近接する空間については、上表にかかわらず、特例として次表の基準値の欄に掲げるとおりとする。

幹線道路に近接する特例基準	昼間（午前 6 時～午後 10 時）	夜間（午後 10 時～午前 6 時）
	70 デシベル以下	65 デシベル以下

備考 個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、屋内へ透過する騒音に係る基準（昼間にあっては 45 デシベル以下、夜間にあっては 40 デシベル以下）によることができる。

新幹線鉄道騒音に係る環境基準

地域の類型	基 準 値	備 考
I	70 デシベル以下	午前 6 時から午後 12 時までの間の新幹線鉄道騒音に適用する。
II	75 デシベル以下	

注) I をあてはめる地域は主として住居の用に供される地域とし、II をあてはめる地域は商工業の用に供される地域等 I 以外の地域であって通常の生活を保全する必要がある地域とする。

騒音規制法に基づく自動車騒音に係る騒音の要請限度

区域の区分	時間の区分	
	昼間（午前6時～午後10時）	夜間（午後10時～午前6時）
a区域及びb区域のうち1車線を有する道路に面する区域	65デシベル	55デシベル
a区域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する区域	70デシベル	65デシベル
b区域のうち2車線以上の道路に面する区域及びc区域のうち車線を有する道路に面する区域	75デシベル	70デシベル

備考 1 a区域：環境基準類型指定の「AA又はA地域」

b区域：〃 「B地域」

c区域：〃 「C地域」

2 騒音測定は、道路の敷地境界にて行う。

騒音規制法、熊本県生活環境の保全等に関する条例に基づく特定建設作業に係る規制基準

規制種別＼区域	1号区域	2号区域
騒音基準		85デシベル
作業時刻	午前7時から午後7時まで	午前6時から午後10時まで
1日当たりの作業時間	10時間／日を超えない	14時間／日を超えない
作業の期間	連続して6日を超えないこと	
休業日	日曜日、その他の休日（祝祭日）	

振動規制法に基づく特定工場等（工場、事業場）に係る規制基準

区域	時間	昼間（午前8時～午後7時）	夜間（午後7時～午前8時）
第1種区域		60デシベル	55デシベル
第2種区域		65デシベル	60デシベル

振動規制法に基づく特定建設作業に係る規制基準

規制種別＼区域	1号区域	2号区域
振動の基準		75デシベル
作業時刻	午前7時から午後7時まで	午前6時から午後10時まで
1日当たりの作業時間	10時間／日を超えない	14時間／日を超えない
作業の期間	連続して6日を超えないこと	
休業日	日曜日、その他の休日（祝祭日）	

1. 特定工場等騒音調査

(1) 調査内容

工場・事業場名	測定日時	調査地点数
日本製紙㈱八代工場	平成 19 年 3 月 27 日 0:56～ 1:43	10
㈱興人八代工場	平成 19 年 3 月 27 日 23:58～ 0:45	10
メルシャン㈱八代工場	平成 19 年 3 月 26 日 22:57～23:42	10
コバシ㈱九州事業部	平成 19 年 3 月 26 日 22:11～22:45	10

(2) 調査方法等

① 測定値

工場・事業場の敷地境界線において、騒音規制法及び熊本県生活環境の保全等に関する条例に基づく夜間の時間帯において測定を行った。

1 工場・事業場での測定地点は 10 地点とし、各地点での測定は、サンプリング時間 60 秒で実施。また、測定中に通行人及び自動車等による影響をなるべく受けない状況を選び 2 回測定を行った。

調査した 4 工場の騒音は定常音であったため、その指示値を測定値とした。

② 規制基準

特定工場等に係る夜間の騒音の基準値は、本章の見出しの裏に掲載している。

この調査では、各測定地点で規制区域（第 3 種区域又は第 4 種区域）が異なるため、それぞれの測定地点に基準値を記している。

(3) 調査結果の概要

① 日本製紙㈱八代工場

当工場は、10 地点中 7 地点において基準を超過(昨年 10 地点)した。住居に近接している No. 1～7 の地点の中でも、特に No. 5、No. 7 は高い結果となった。

② ㈱興人八代工場

当工場は、No. 7 を除き基準を下回っていた。平成 11 年以降、同様の傾向が続いているが、これは当該工場における事業内容等の変更(平成 11 年 10 月にレーヨン、セロハン等の製造中止に伴うボイラ等の廃止)などが要因と考えられる。

③ メルシャン㈱八代工場

当工場は、調査した全ての地点で基準を下回っていた。

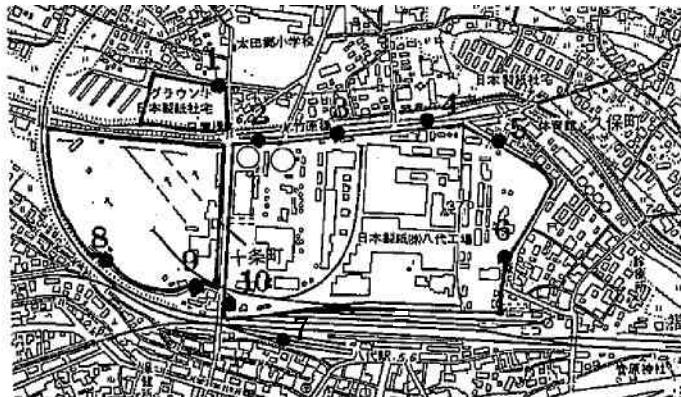
④ コバシ㈱九州事業部

当工場は、10 地点中 8 地点において基準を超過した。工場南側で 19 デシベルの超過が確認されており、近接する市営団地等の住民から苦情申立ても行われている。現在、工場に対して、騒音対策を講じるよう指導を行っている。

表－1 測定結果及び調査地点

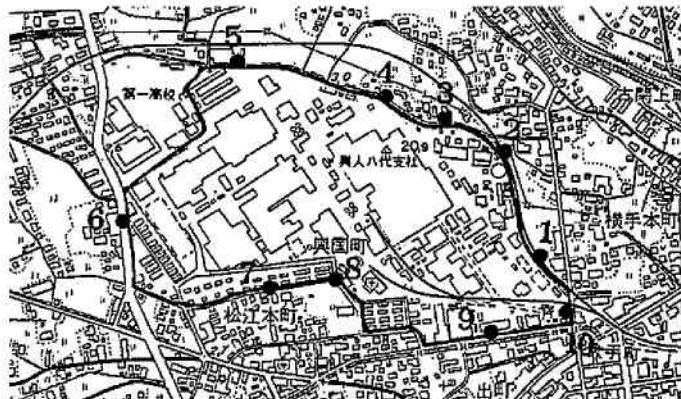
日本製紙（株）八代工場

No	H16	H17	H18	基準値
①	52	56	55	50
②	55	58	53	50
③	54	57	54	50
④	49	52	48	50
⑤	57	59	57	50
⑥	48	52	46	50
⑦	57	60	59	50
⑧	53	55	50	50
⑨	63	60	56	50
⑩	62	65	58	50



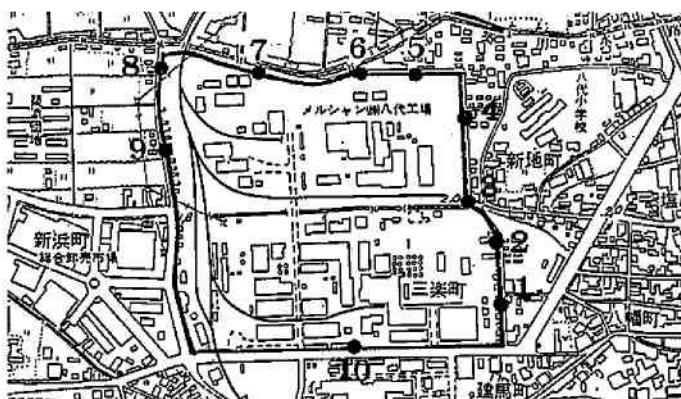
（株）興人八代工場

No	H16	H17	H18	基準値
①	45	46	43	50
②	40	45	41	50
③	42	47	44	50
④	46	52	47	50
⑤	45	48	43	50
⑥	44	49	45	50
⑦	47	56	50	45
⑧	46	52	47	50
⑨	46	48	44	50
⑩	42	46	44	50



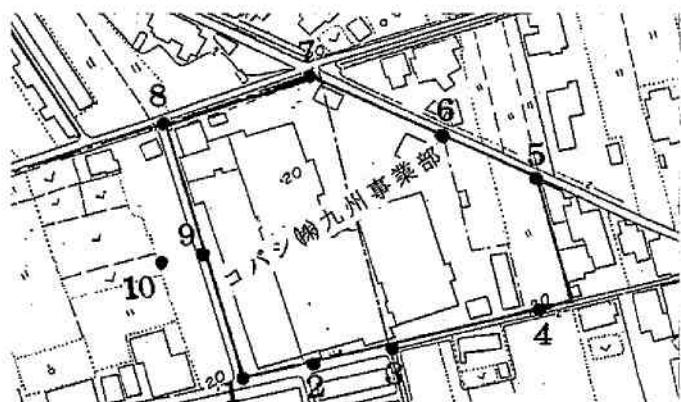
メルシャン（株）八代工場

No	H16	H17	H18	基準値
①	45	49	47	50
②	43	49	44	45
③	41	48	47	50
④	41	46	49	50
⑤	43	45	46	50
⑥	51	50	46	50
⑦	46	49	44	50
⑧	41	46	43	50
⑨	44	48	45	50
⑩	44	53	46	60



コバシ（株）九州事業部

No	H16	H17	H18	基準値
①	54	59	53	50
②	61	64	58	50
③	66	74	69	50
④	53	62	58	50
⑤	46	50	49	50
⑥	53	56	61	50
⑦	57	63	57	50
⑧	64	58	55	50
⑨	52	60	55	50
⑩	48	55	50	50



* 単位：dB(A)（デシベル）

* ゴシック体の数値は規制基準を超えたもの

2. 自動車騒音調査

(1) 調査地点等

	道路名	測定地点名		地域区分	車線	測定年月日
1	市道麦島線	古城町	農事研修センター前	B	2	H19.1.9～10
2	国道3号線	日奈久 塩南町	日奈久記念碑前	C	2	H19.1.10～11
3	国道3号線	宮地町	マツダ八代営業所前	C	4	H19.1.18～19
4	県道14号線(東幹線)	毘舎丸町	横手班消防車車庫前	C	4	H19.2.7～8
5	県道八代港線	長田町	有園義肢株前	B	4	H19.3.1～2
6	県道八代港線	田中町	美・メーク八代店前	B	4	H19.3.22～23
7	県道14号線 主要地方八代・鏡・宇土線	海士江町	海士江団地集会室前	B	2	H19.3.28～29
8	県道14号線 主要地方八代・鏡・宇土線	鏡町 内田	鏡町商工会館前	C	2	H19.2.19～20
9	県道14号線 主要地方八代・鏡・宇土線	千丁町 大牟田	市立千草寮前	C	2	H19.1.11～12
10	国道219号線	坂本町 今泉	今泉公民館前	C	2	H19.2.15～16

(2) 調査方法等

① 測定値

騒音の測定は、原則として、道路（交差点を除く）に面し、かつ、住居、病院、学校等の用に供される建築物から道路に向かって1メートルの地点（当該地点が車道内にあることとなる場合にあっては、車道と車道以外の部分が接している地点）で行い、15分間隔で24時間連続測定を行った。

測定データは、各時間帯（昼間、夜間）の等価騒音レベル（L_{eq}）とした。

② 環境基準

この調査では、各調査地点で地域の区分（A地域、B地域又はC地域）が異なるため、それぞれの測定地点ごとに基準値を記している。

(3) 調査結果の概要

新市合併に伴い、測定地点を見直し、下記 10 地点を選定した。

環境基準、要請限度*とも測定及び評価方法は異なるが、参考までに本調査結果と比較してみると、調査 10 地点のうち環境基準を超過したのは、昼間の時間帯において 6 地点、夜間の時間帯においては 4 地点であった。

また、要請限度を昼・夜間ともに超過していたのは、No. 3 の国道 3 号線沿いマツダ八代営業所前であった。

因みに、旧市内の測定地点に関しては、平成 17 年度と同程度の騒音レベルであった。

時 間 帯	昼間 (午前 6 時から 午後 10 時まで)				夜間 (午後 10 時から 翌日の午前 6 時まで)			
	環境 基準	要請 限度	H17 測定値	H18 測定値	環境 基準	要請 限度	H17 測定値	H18 測定値
測定結果 測定地点								
1. 農事研修センター前	65	75	69	69	60	70	60	61
2. 日奈久記念碑前	70	75	74	74	65	70	73	73
3. マツダ八代営業所前	70	75	76	77	65	70	75	74
4. 横手班消防車車庫前	70	75	74	71	65	70	67	64
5. 有園義肢(株)前	70	75	70	69	65	70	62	62
6. 美・メーク八代店前	70	75	69	70	65	70	62	62
7. 海士江団地集会室前	70	75	72	69	65	70	66	63
8. 鏡町商工会館前	70	75	—	71	65	70	—	66
9. 市立千草寮前	70	75	—	70	65	70	—	65
10. 今泉公民館前	70	75	—	70	65	70	—	65

[単位：デシベル (dB)]

(備考) 1 測定値は等価騒音レベル (Leq)。

2 ゴシック体 (太字) は環境基準を超過。網掛け [] は要請限度の数値より高い値を示したもの。

* 自動車騒音に係る要請限度については、連続する七日間のうち当該自動車騒音の状況を代表すると認められる三日間の測定結果をもって評価するよう規定されている。よって、本調査結果はあくまで参考値として照合したものであり、要請限度との比較に当たっては、正式な方法で得られた測定結果をもって判断されるべきものである。

3. 特定建設作業（騒音・振動）の届出状況

建設作業のうち著しい騒音・振動を発生する作業は、騒音規制法、振動規制法及び熊本県生活環境の保全等に関する条例（騒音のみ）により作業実施の届出を義務付けており、これらの特定建設作業には規制基準が設定され、作業の時間帯等にも制限が設けられている。

平成18年度届出件数

根拠法令等	特定建設作業の種類	届出件数
騒音規制法	1. くい打ち機等を使用する作業	10
	2. びょう打ち機を使用する作業	0
	3. さく岩機を使用する作業	8
	4. 空気圧縮機を使用する作業	0
	5. コンクリートプラント等を設けて行う作業	0
	6. バックホウを使用する作業	9
	7. トラクターショベルを使用する作業	0
	8. ブルトーザーを使用する作業	1
	小 計	28
熊本県生活環境の保全等に関する条例	1. コンクリートカッターを使用する作業	1
	2. 堀削機械を使用する作業	22
	3. 鋼球を使用する作業	0
	小 計	23
振動規制法	1. くい打ち機等を使用する作業	10
	2. 鋼球を使用して破壊する作業	0
	3. 舗装版破碎機を使用する作業	0
	4. ブレーカーを使用する作業	6
	小 計	16
合 計		67